

経営効率化について③

2023年3月24日(金) 第39回 料金制度専門会合 事務局提出資料



本日御議論いただきたい点について

- 本日は、前回会合(第29回・第35回)に引き続き、経営効率化について御議論いただきたい。
- これまで、7事業者(北海道・東北・東京・北陸・中国・四国・沖縄)が規制料金の改定申請 に織り込んだ経営効率化の取組などについて、お示ししてきた。
- その上で、7事業者の経営効率化の取組を、定量的に横比較するための方法について、事務局において検討を行った。
- 本日は、横比較の方法に関する現時点の検討結果をお示しするとともに、今後の検討の方向性としてどのようなものが考えられるか、幅広く御議論いただきたい。
- なお、現在、直近の燃料価格などを踏まえ、各事業者で原価等を再算定中であり、今後、補正が行われる予定であるため、本資料における数値は、現状の申請に基づく数値であることに留意が必要である。

前回会合(第29回・第35回)を踏まえた今後の論点

- 前回会合における御意見を踏まえ、検討すべき論点は主に以下の2点と考えられる。
 - ①事業者間での**定量的な横比較の方法**(例:対象範囲・期間・指標)
 - ②横比較を踏まえた「効率化目標」の在り方
- 特に、<u>効率化目標</u>に関し、<u>前回の料金値上げ</u>(2012~14年)の審査では、2011年に「東京電力に関する経営・財務調査委員会」が、東京電力の資材・役務調達コストについて<u>約10%の単価低減</u>を図ることが可能であると推定したことから、これを<u>ベンチマーク</u>とした。その上で、各事業者の<u>資材・役務調達等のうち、</u>コスト削減を求めることが困難である費用(例:公租公課)を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額査定した。
- 今回の値上げ申請について、上記と同様のベンチマークが存在しないため、新たに効率化目標を検討する必要がある。また、先行5事業者だけではなく、7事業者について横比較を行うことが重要である。
- 横比較の方法については、実績値の使用、対象期間・対象範囲の統一、発電部門と販売部門の区分など、引き続き、事務局で考え方を検討していく。

横比較の考え方①

- 電気料金を構成する各費目は、以下のとおり、大きく3種類に分類することが出来る。
 - ①変動的な費目(例:燃料費)
 - ②固定的な費目のうち、法令・契約・外部要因等による制約を受ける費目(例:公租公課)
 - ③固定的な費目のうち、②を除いた費目(例:委託費、研究費)
- その上で、①については、燃料費や他社購入電源費などが該当するが、市場価格やそれを踏まえた調達状況などに大きく影響を受けるため、他律的な要素が強い費目である。また、費目の定義が明確であるため、個別に必要性・効率性などを確認した上で、査定することが可能である。
- 次に、②については、公租公課などが該当するが、法令等に基づき費用計上を行うものであるため、他律的な要素が強い費目である。(なお、減価償却費については、主に過去の設備投資に伴う費用である一方、法令によって償却方法が定められており、他律的な要素が強い側面もある。)また、費目の定義が明確であるため、個別に必要性・効率性などを確認した上で、査定することが可能である。
- 一方、③については、委託費や研究費などが該当するが、事業者によって費目の定義が異なる場合がある (※) とともに、一定程度、自律的に効率化努力を織り込むことが可能であるといった特徴がある。また、今回の料金改定申請は、燃料価格の高騰等に伴うものであるが、③の費目は燃料価格等に直接影響を受けないことから、特に③の費目が大幅に増加している場合などは、その必要性・効率性などを十分に確認する必要がある。

【参考】電気料金を構成する各費目の分類

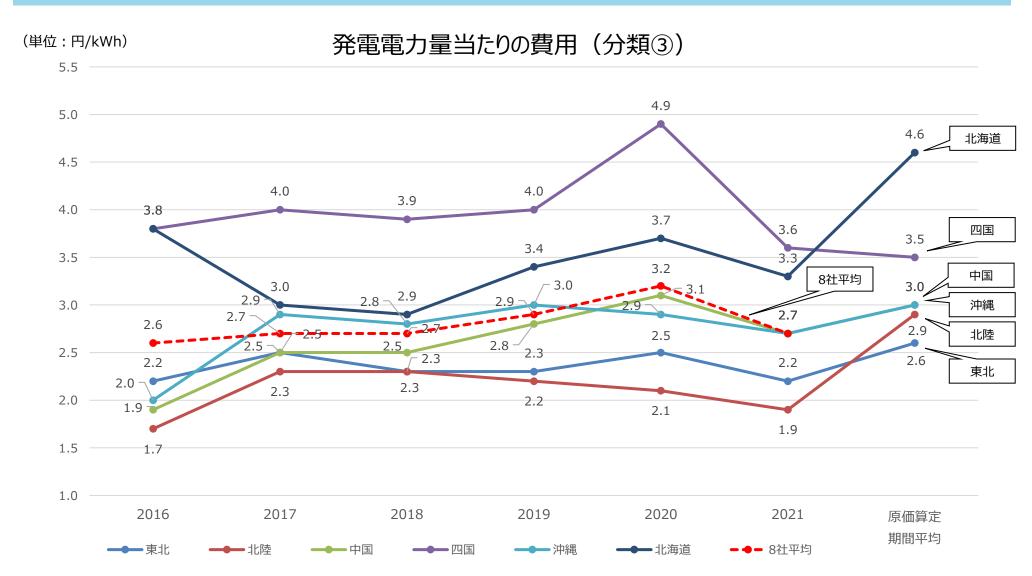
分類①	分類②	分類③
変動的な費目	固定的な費目のうち、 法令・契約・外部要因等による制約を受ける費目	固定的な費目のうち、 分類②を除いた費目
燃料費	公租公課	人件費(給料手当など)
廃棄物処理費	補償費	消耗品費
他社購入電源費	賃借料	委託費
他社販売電源料	損害保険料	修繕費
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	普及開発関係費
	原賠•廃炉等支援機構一般負担金	養成費
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	研究費
	特定放射性廃棄物処分費	諸費
	原子力発電施設解体費	固定資産除却費
	原子力廃止関連仮勘定償却費	建設分担関連費振替額(貸方)
	非化石証書購入費	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)
	減価償却費	開発費、同償却
	貸倒損	
	電力費振替勘定(貸方)	
	共有設備費等分担額、同(貸方)	
	株式交付費、同償却	
	社債発行費、同償却	
	電気事業報酬	

横比較の考え方②

- 前述の分類③の費目は、個別案件の必要性を確認した上で、その効率性についても検証する
 必要がある。
- 一方、当該検証にあたり、コストドライバーが必ずしも明確でない場合(例:委託費・研究費・ 諸費) <u>も存在</u>する。さらに、<u>費目間での関連</u>(例:研究事業を、事業者の人員で実施するか、 外注するか) <u>もある</u>ため、費目ごとではなく、<u>分類③の費目の総額を用いて比較することも一案</u> である。
- これを踏まえ、分類③の費目の総額について、
 - 1. **発電部門**(発電費)と**販売部門**(販売費)に分けた上で、
 - 2. **発電部門**に係る費用は**発電電力量**で、**販売部門**に係る費用は**販売電力量**で除する、 といった方法によって、**横比較**を行った。これにより、発販分離といった事業形態の違いに寄らず、 横比較が可能になると考えられる。
- なお、上記の横比較にあたって、過去実績の採録期間として、2016~21年度の数値を用いた。これは、2016年度に小売全面自由化が行われ、現在と同様の競争環境になったことを踏まえ、2016年度以降を採録期間とすることで、経時的な変化を適切に分析することが可能になると考えられるためである。
- これらの横比較の結果、一部の事業者は、特に「発電電力量当たりの費用」について、過去水準と比較し、今回の料金改定申請で大きく増加する結果となった。

「発電電力量当たりの費用」の経年変化【発電部門】

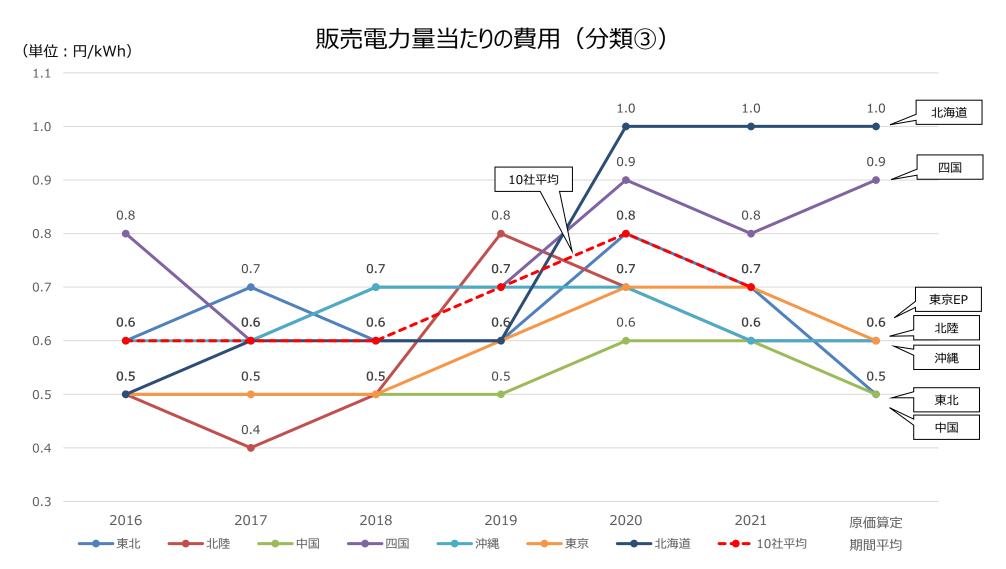
● 発電部門に係る分類③の費目について、「発電電力量当たりの費用」の経年変化は以下のとおり。



[※] 東京電力EP及び中部電力MZを除く8 社平均の値は、申請者以外の実績値等を事務局で聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

「販売電力量当たりの費用」の経年変化【販売部門】

販売部門に係る分類③の費用について、「販売電力量当たりの費用」の経年変化は以下のとおり。



^{※ 10}社平均の値は、申請者以外の実績値等を事務局で聴取し、それを踏まえて事務局で試算したもの。

今後の検討課題(まとめ)

- 今回の料金改定申請において、特に「発電電力量当たりの費用」が大きく増加している場合などに ついては、事務局で、その要因を確認していく。
- また、今回事務局からお示しした横比較の方法を踏まえて、効率化目標の設定方法の在り方や、 効率化目標をどのように査定に用いるかなど、詳細についても、今後検討していく。
- なお、効率化目標の設定にあたっては、事業者におけるこれまでの取組状況等を踏まえ、公平性のある設定とすることも重要である。